

「帝塚山大学 ガバナンス・コード」に対する適合（遵守）状況

基準日：令和7年3月1日

<適合状況… ○：適合している / △：一部適合している / ×：適合していない>

遵守項目名	適合状況	適合(遵守)していない理由 又は今後の対応方針
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神		
(1) 建学の精神	○	
(2) 教育の根本理念	○	
(3) 帝塚山教育	○	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）		
(1) 建学の精神に基づく教育目的等	○	
(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○	
(3) 私立大学の社会的責任等	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会		
(1) 理事会の役割	○	
2-2 理事		
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	
(2) 学内理事の役割	○	
(3) 外部理事の役割	○	
(4) 理事への研修機会の提供と充実	○	
2-3 監事		
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）	○	
(2) 監事の選任	○	
(3) 監事監査規則	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	
2-4 評議員会		
(1) 諮問機関としての役割	○	
(2) その他	○	
2-5 評議員		
(1) 評議員の選任	○	
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	○	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長		
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	
(2) 学長の補佐体制（副学長・学長補佐・学部長の役割）	○	
3-2 教授会		
	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して		
(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	
4-2 教職員等に対して		
(1) 教職協働	○	
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	
4-3 社会に対して		
(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	
(2) 社会貢献・地域連携	○	
4-4 危機管理及び法令遵守		
(1) 危機管理のための体制整備	○	
(2) 法令遵守のための体制整備	○	
第5章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実		
(1) 法令上の情報公表	○	
(2) 自主的な情報公開	○	
(3) 情報公開の工夫等	○	